< エネルギー基本計画関係>

< 資源エネルギー庁作成資料 >

各エネルギー源の位置づけ ~ベースロード電源~

ベースロード電源

発電(運転)コストが、低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源

地熱	世界第3位の地熱資源量を誇る我が国では、発電コストも低く、安定的に発電を行うことが可能
水力	渇水の問題を除き、安定供給性に優れたエネルギー源としての役割を果たしており、引き続き重要な役割。一般水力については、運転コストが低く、ベースロード電源としての役割。
原子力	低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を 有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果 ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需 給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源
石炭	安定性・経済性に優れた重要なベースロード電源として再評価されて おり、環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源

各エネルギー源の位置づけ ~ミドル電源、ピーク電源~

ミドル電源

発電(運転)コストがベースロード電源の次に 安価で、電力需要の動向に応じて、出力を機 動的に調整できる電源

ガス

る。

可搬性、貯蔵の容易性に利点があること

から、平時の国民生活、産業活動を支えるとともに、緊急時にも貢献できる分散型のクリーンなガス体のエネルギー源であ

ピーク電源

発電(運転)コストは高いが、電力需要の動 向に応じて、出力を機動的に調整できる電源

石油	運輸・民生部門を支える資源・原料として 重要な役割を果たす一方、ピーク電源と しても一定の機能を担う		
揚水式	発電量の調整が容易であり、ピーク電源		
水力	としての役割を担っている。		

各エネルギー源の位置づけ ~再生可能エネルギー(太陽光発電・風力発電)~

太陽光

- ・需要家に近接したところで中小規模の発電を行うことも可能で、系統負担も抑えられる上に、非常用電源としても利用可能
- ・一方、発電コストが高く、出力不安定性などの安定供給上の問題があることから、 更なる技術革新が必要

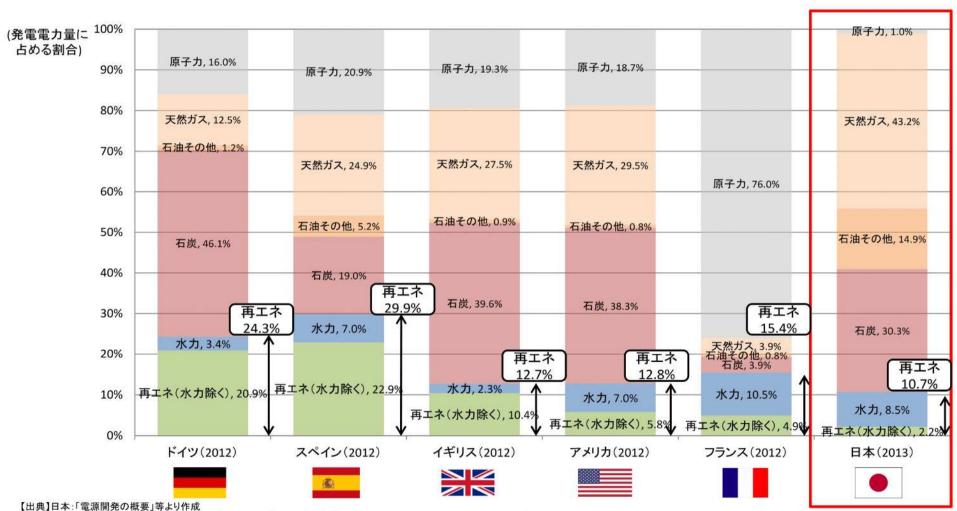
風力

- ・大規模に開発できれば発電コストが火力並 であることから、経済性も確保できる可能 性のあるエネルギー源
- ・北海道や東北北部の風力適地では、必ず しも十分な調整力がないことから、系統の 整備、広域的な運用による調整力の確保、 蓄電池の活用等が必要。経済性も勘案し て、利用を進めていく必要

< エネルギーミックス関係>

現在の国の電源構成

< 資源エネルギー庁作成資料 >



ドイツ、スペイン、イギリス、フランス、イタリア、アメリカ: 2012年データ、IEA, Energy Balances of OECD Countries (2014 edition)

長期エネルギー需給見通し策定の基本方針

- 3E+Sに関する具体的な政策目標を同時達成する中で、徹底した省エネルギーと再生 可能エネルギー導入の取組や火力発電所の効率化などにより、原発依存度を可能な限 り低減させる。
- また、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に際しては、各電源の個性に応じた最大 限の導入拡大と国民負担の抑制を両立する。
- 今回の見通し策定にあたって、S(安全性)の確保を大前提としつつ、3Eに関する以下の目標 を同時達成することを想定。

安全性の確保







自給率

現在、わずか6%



【目標】

震災前(約20%)を更に上回る 概ね25%程度

電カコスト

震災後、電気料金は大幅に上昇 (産業用=約3割、家庭用=約2割)



【目標】

再エネ賦課金は今年度1.3兆円 (既認定分※全てが運転開始されると2.7兆円)

※平成26年6月時点の認定量



現状よりも引き下げる

温室効果ガス 排出量

原発停止・火力発電の焚き増しで 2013年度のCO2排出量※は過去最悪



【目標】

欧米に遜色ない削減目標

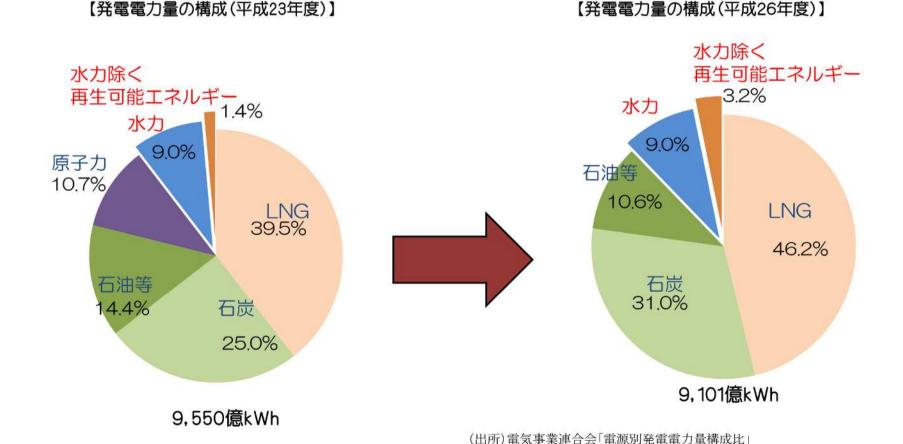
※エネルギー起源のみ

< 再生可能エネルギーの導入促進に向けた課題と対応関係>

< 資源エネルギー庁作成資料 >

足下の再生可能エネルギーの導入状況

■ 以前から我が国において開発が進んできた水力を除く再生可能エネルギーの全体の発電量に 占める割合は、1.4%(平成23年度)から、固定価格買取制度導入後の約3年間で、3.2% (平成26年度)に増加(水力を含めると、約1割を占める)。



固定価格買取制度の下での設備認定状況

- 平成24年7月の固定価格買取制度開始後、平成27年3月時点で、新たに運転を開始した設備は 約1875.7万kW(制度開始前と比較して約9割増)。
- 制度開始後認定された設備容量のうち、導入量(運転開始済量)の割合は約21%。
- 制度開始後の導入量、認定量ともに太陽光が9割以上を占める。

<平成27年3月末時点における再生可能エネルギー発電設備の導入状況>

設備導入量(運転を開始したもの)					
再生可能 エネルギー	固定価格買取制度導入前	固定価格買取制度導入後			
発電設備 の種類	平成24年6月末までの の累積導入量	平成24年度の導入量 (7月~3月末)	平成25年度の導入量	平成26年度の導入量 (4月~3月末)	
太陽光 (住宅)	約470万kW	96. 9万kW	130. 7万kW	82. 1万kW	
太陽光(非住宅)	約90万kW	70. 4万kW	573.5万kW	857. 2万kW	
風力	約260万kW	6. 3万kW	4. 7万kW	22. 1万kW	
地熱	約50万kW	0. 1万kW	O万kW	0. 4万kW	
中小水力	約960万kW	0. 2万kW	0. 4万kW	8. 3万kW	
バイオマス	約230万kW	2. 1万kW	4. 5万kW	15.8万kW	
合計	約2,060万kW	175.8万kW	713. 9万kW	986. 0万kW	
			1875. 7万kW (981, 745件)		

認定容量				
固定価格買取制度導入後				
平成24年7月~ 平成27年3月末				
379万kW				
7,884万kW				
229万kW				
7万kW				
66万kW				
203万kW				
8,768万kW (1,664,801件)				

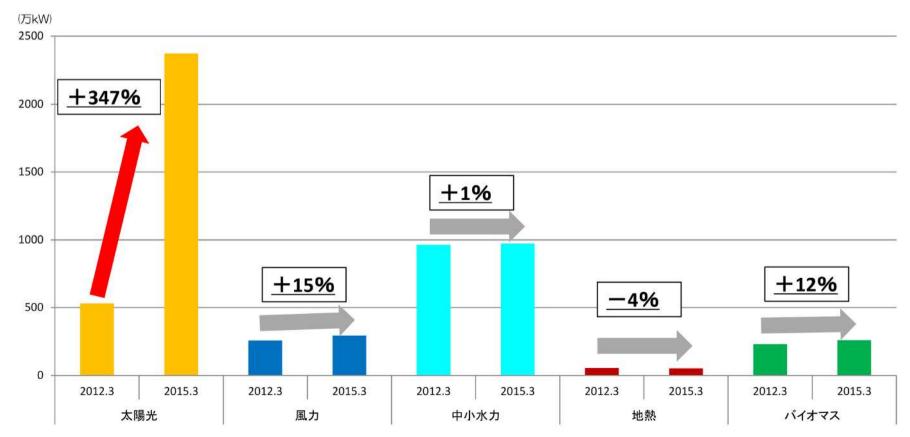
- ※ バイオマスは、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計。
- ※ 各内訳ごとに、四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

各再生可能エネルギーの導入量の増加の状況

■ 固定価格買取制度の開始前(平成24年3月末)と現時点(平成27年3月末)の各電源の導入量を電源ごとに比較すると、太陽光については、飛躍的に導入が加速されている一方、太陽光以外の電源については、導入が十分加速されていないことが確認できる。

【導入量の推移】

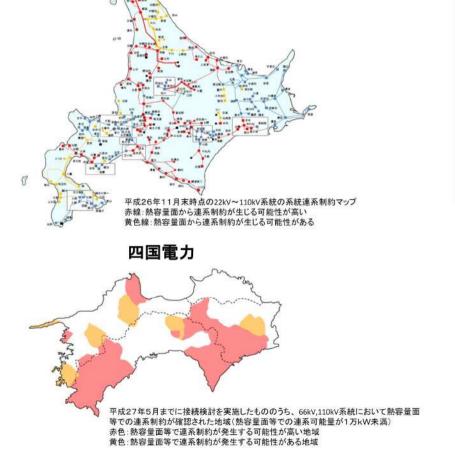
固定価格買取制度の開始前(~平成24年3月末)と、現時点(~平成27年3月末)の比較



ローカル系統制約の拡大

■ 太陽光の急速な導入拡大が進む中で、全国的にローカルな系統制約が発生している地域が増加している。特に、比較的開発に長期間を要する再生可能エネルギーについては、計画中の案件であっても接続申込みに至らないまま、系統制約に直面するケースも生じている。

【ローカル系統制約の状況】



北海道電力



黄色: 今後, 特別高圧系統の空容量が不足し, 連系制約が想定されるエリア

九州電力

平成27年2月時点の110kV以下の系統への連系制約マップ
赤色:66kV、110kV送電線に制約のある地域
黄色:6kV、22kV配電線に制約のある地域
橙色:上記の両方に該当する地域

地域社会や地域住民との共生の必要性

- 再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域住民の理解を得ることや地域の自然環境との調和を図ること 等、各地域の実情に即した円滑かつ着実な導入を進めていくことが必要。
- 太陽光発電設備が地域社会との調整が図られないまま急速に普及・設置が進んだことにより、景観上の問題や、防災や安全上の問題が生じ、地域社会との間でトラブルが生じているケースも見られる。
- 地方自治体が条例等により個別の対応策を講じている中で、事業開発に関する情報の国と地方での共有や 調整を如何に進めていくべきか。

【地域とのトラブルが生じている事例】

歴史的文化財の背景に 太陽光パネルが設置



生活道路の間近に大規模太陽光発電設備が設置



【再生可能エネルギー発電事業の規制を行う事例】

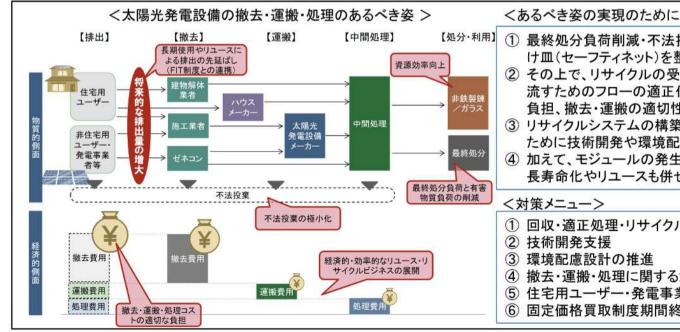
自治体	制度の概要			
大分県由布市	 事業地面積5千平方メートル(太陽光発電設備であれば500kW程度)以上の再生可能エネルギー発電設備を設置する者へ届出を義務づける。 再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者に対して、事業を行わないよう求めることができる抑制区域を指定する。 市長が必要あると認める場合は、事業者に対して、指導、助言又は勧告を行う。 			
山梨県 富士山周 辺11市 町村	 景観条例等に基づく指定区域内において設置予定の一定規模以上(パネルの合計面積が1,000平米以上等)の太陽光発電設備に届出を義務付ける。 一定規模以上(パネルの合計面積が1,000平米以上等)の設備の設置を行わないよう協力を求める区域を指定し、指導等を行う。*2 			

静岡県富士宮市(*1、*2)、静岡県富士市(行政指導:対象区域での事業の自粛要請)、静岡県御殿場市(*1(平成26年4月1日付け施行))、静岡県裾野市(*1)、静岡県小山町(条例等未策定)、山梨県富士吉田市(条例等未策定)、山梨県西桂町(条例等未策定)、山梨県忍野村(*2)、山梨県山中湖村(*2)、山梨県鳴沢村(条例未策定)、山梨県富士河口湖町(*2)

適切な廃棄・処理に向けた検討の在り方

- 今後、太陽光発電設備が廃棄される場合には、適切にリサイクル・処理される仕組みを構築することが重要。 環境省との共同検討会の議論を踏まえ、今後、太陽光発電をエネルギーインフラとして持続可能なものとする との観点から具体的に検討するべきではないか。
- 具体的には、発電事業者が事業終了後に発電設備を放置したまま事業から撤退することがないように、廃棄 に至るまでの適切な事業の実施を担保するための環境整備や確実なリサイクル又は処理を担保する方策に ついて環境省を始め関係省庁と連携して実態を踏まえた検討を行う必要があるのではないか。
- また、風力については、風車の立地状況、基数や埋設ケーブルの状況等により廃棄費用が異なることから、 買取価格に含まれている廃棄費用の計画的な積立てなど発電事業者主導の自主的な取組が求められるの ではないか。

【使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分のあり方について 報告書(抜粋)】



<あるべき姿の実現のために目指すべき方向性>

- ① 最終処分負荷削減・不法投棄対策の観点からリサイクルの受 け皿(セーフティネット)を整備していく。
- ② その上で、リサイクルの受け皿に使用済太陽電池モジュールを 流すためのフローの適正化を図る(そのためには、適正な費用 負担、撤去・運搬の適切性担保が必要)。
- ③ リサイクルシステムの構築・運営に関する社会的コスト削減の ために技術開発や環境配慮設計を推進する。
- ④ 加えて、モジュールの発生時期を遅らせるための方策として、 長寿命化やリユースも併せて検討する。
- ① 回収・適正処理・リサイクルシステムの強化・構築
- ④ 撤去・運搬・処理に関するガイドライン作成
- ⑤ 住宅用ユーザー・発電事業者等への周知
- ⑥ 固定価格買取制度期間終了後の発電事業継続に向けた検討

固定価格買取制度の運用見直しについて(H27.1月)

調達価格の適正化等

設備認定年度	太陽光調達価格 (10kW以上は + 税)		50kW以上の設備の	調達価格の適正化等の運用見直し	
	10kW未満	10kW以上	失効ルール等	調達価格の決定時期 (接続申込時から 接続契約時に変更)	接続枠の 「空押さえ」防止
H 2 4	42円/kWh	40円/kWh	失効ルールなし 400kW以上の未稼働案件4,699件 について、報告徴収を実施 認定取 消し・廃止723件	×	×
H 2 5	38円/kWh	37円/kWh	失効ルールなし 400kW以上の未稼働案件10,372 件について、報告徴収を実施 審 査・聴聞・取消しを実施中	×	×
H 2 6	37円/kWh	32円/kWh	認定を受けた日の翌日から180日後 までに場所・設備を確保しなければ 失効	×	Δ H27.1.26以降の 接続申込から適用
H 2 7	(出力制御対応機器 設置義務なし) 33円/kWh		認定を受けた日の翌日から270日後 までに場所·設備を確保しなければ 失効		
	(出力制御対応機器 設置義務あり) 35円/kWh	(7月~) 27円/kWh	電力会社による接続検討の期間 (90日間)が接続契約申込み以降に なったため		
調達期間	10年	20年			

立地の円滑化(地域トラブル防止)

認定時に関係法令の手続き状況について提出を求め、個々の案件の詳細情報とともに、地方自治体に提供 (平成27年度中に実施予定)

固定価格買取制度の見直し等に向けた検討

国は、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた現状と課題を踏まえた制度見直し等の検討を 開始した。(経済産業省総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会)

<資源エネルギー庁作成資料>

検討の視点

- 再生可能エネルギー特別措置法附則第10条第1項において、「エネルギー基本計画が変更された場合には、(中略)再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされており、昨年6月より新エネルギー小委員会で、再生可能エネルギーの導入施策について議論を行ってきたところ。加えて、先般エネルギーミックスの政府案が出されたことを踏まえて、下記の視点を踏まえつつ、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて制度の現状と課題の検討を行う。
 - I. <u>電源の特性や実態を踏まえた、バランスのとれた再生可能エネルギーの導入拡大</u>
 - Ⅱ. 再生可能エネルギーの導入拡大と国民負担の抑制の両立
 - Ⅲ. 長期安定的に電力供給の一翼を担う、低コスト・自立電源化の実現

【再生可能エネルギー特別措置法附則 第10条第1項】

政府は、東日本大震災を踏まえてエネルギー政策基本 法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項に規定 するエネルギー基本計画(以下この条において「エネル ギー基本計画」という。)が変更された場合には、当該 変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、 エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促 進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果 に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 【長期エネルギー需給見通し小委員会 「長期エネルギー需給見通し(案)」(抄)】

固定価格買取制度については、再生可能エネルギー 導入推進の原動力となっている一方で、特に太陽光に 偏った導入が進んだことや国民負担増大への懸念を招 いたこと、電力システム改革が進展すること等も勘案 し、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、 再生可能エネルギー間のバランスの取れた導入や、最 大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよ う制度の見直しを行う。

< エネルギーシステム改革(電力・ガス自由化)関係>

<資源エネルギー庁ホームページより>

● 電力システム改革の目的

① 安定供給の確保

広域的な電力融通を促進。再工ネや自家発電など、多様な電源 の活用。

無理のない節電の仕組みにより、計画停電に頼らないシステム へ。

② 電気料金の最大限抑制

企業間での競争を促進させ、電気の生産や販売を行う企業の、 創意工夫や経営努力を生み出します。

③ 電気利用の選択肢、企業の事業機会の拡大

一般家庭、企業を含めたすべての電気利用者が、自由に選べる ようになることで、企業のビジネスチャンス、イノベーション を生み出します。

● ガスシステム改革の目的

① 天然ガスの安定供給の確保

ガス導管網の新規整備や相互接続により、災害時供給の強靱化を含め、天然ガスを安定的に供給する体制を整えます。

② ガス料金を最大限抑制

天然ガスの調達や小売サービスの競争を通じ、ガス料金を最大 限抑制し、国民生活を改善します。

③ 利用メニューの多様化と事業機会拡大

利用者が、都市ガス会社や料金メニューを多様な選択肢から選べるようにし、他業種からの参入、都市ガス会社の他エリアへの事業拡大等を通じ、イノベーションを起こします。

④ 天然ガス利用方法の拡大

導管網の新規整備、潜在的なニーズを引き出すサービス、燃料 電池やコージェネレーションなど新たな利用方法を提案できる 事業者の参入を促します。



上流での連携や競争が促され、燃料調達コストの抑制や、地域の特色ある取組などが期待されます



大規模発電所



LNG基地



再生可能エネルギーなど 地域の資源を活かした発電

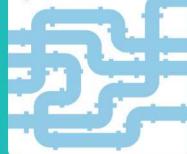


送配電網やガス導管は、参入 する事業者が、誰でもより公 平に使えるようになります

∮ 電気



● 都市ガス



送配電網は発電会社や小売会社とは別の会社が運用するなど、中立性を確保します。

都市ガスについても、大手3社の導管は、ガス製造会社や小売会社とは別の会社が運用します。



お住まいの地域にかかわらず、どの 会社からでも、電気や都市ガスを買 えるようになります



電力小売会社



ガス小売会社



携帯電話会社



インターネット 接続事業者



住宅メーカー



通販サービス



家電量販店



グリーン電力



各種サービスとのセット販売など、新しい料金プランの創出が期待されます



< 資源エネルギー庁作成資料 >

